

## 岡山県立図書館条例施行規則

(協力貸出し)

第9条 館長は、次に掲げる図書館等から、当該図書館等において、その利用者からの閲覧又は貸出しの求めに応ずることができないため、図書館資料の貸出しの申出があった場合において、その申出の内容が適当と認めるときは、館長が別に定める手続により、当該図書館等に当該利用者からの閲覧又は貸出しの求めのあった図書館資料を貸し出すことができる。

1 図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館をいう。)

2 県内の公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館をいう。)のうち図書室を附置するもの

3 県内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に附属する図書館又は図書室

4 県内の市町村教育委員会

5 その他館長が適当と認めるもの

## 県立図書館利用規程

(協力貸出しの手続)

第22条 規則第9条の館長が別に定める手続は、県内の図書館等にあつては、岡山県立図書館横断検索システム・相互貸借システム運営要領、学校図書館支援システム実施要領若しくは来館による協力貸出し実施要領に基づいて行うものとするほか、県外の図書館等にあつては、国立国会図書館総合目録ネットワークを利用して行うものとする。

2 来館による協力貸出しの手続きについては、別に定める。

(協力貸出しに要する経費)

第23条 協力貸出しに要する搬送料は、次のとおりとする。

(1) 搬送実施施設 貸出し、返却とも岡山県立図書館の負担とする。

(2) 規則第9条第1号に掲げる図書館のうち中国地区に所在する図書館(県内に所在する図書館を除く。) 貸出しは岡山県立図書館、返却は借受館の負担とする。

(3) 前各号に定める以外の図書館 借受館の負担とする。

## 来館による協力貸出し実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県立図書館利用規程第22条第2項の規定により、来館による協力貸出しの手続きについて定める。

(対象施設)

第2条 来館による協力貸出しの対象施設は次のとおりとする。

(1) 県内の学校(学校教育法第1条に規定する学校をいう。)に附属する図書館又は図書室

(2) その他館長が適当と認めるもの

(貸出申し込み)

第3条 貸出申し込みは来館によるものとする。

2 貸出申し込みをする者は、原則として対象施設の図書館又は図書室担当者とする。

3 同じ主題の資料を大量に貸出申し込みしようとする場合は、事前に県立図書館の担当部門と協議することとする。

(貸出手続き)

第4条 県立図書館内で選定した資料は、抜き取って図書・雑誌は総合カウンター又は児童カウンターへ、視聴覚資料はAVカウンターへ持ち込み、貸出処理を受ける。その際、対象施設の図書館又は図書室担当者であることを証明するものを係員に提示するものとする。

(返却)

第5条 図書・雑誌の返却は、県立図書館総合カウンター又は児童カウンターで、視聴覚資料はAVカウンターで行うほか、開館時間外にあつては、大型本及び紙芝居を除く資料は、県立図書館のブックポストへ返却することができる。

(資料の利用)

第6条 貸出冊数、貸出期間は「利用規程第8条別表」に定める。

2 前項に定めるほか、資料の利用は岡山県立図書館利用規程による。

### お問い合わせ先

岡山県立図書館図書館振興課図書館協力班

〒700-0823 岡山県北区丸の内2-6-30

電話 086-224-1286

Fax 086-224-1208

